

特別養護老人ホーム白百合園 重要事項説明書

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき 重要事項は、次のとおりです。

1. 施設経営法人

(1)法人名	社会福祉法人福德会
(2)法人所在地	三重県伊勢市上地町3130番地
(3)電話番号	0596-27-1511
(4)代表者氏名	理事長 隅 本 正 樹
(5)設立年月日	昭和 62 年 7 月 22 日

2. 施設概要

(1)事業所の種類	指定介護老人福祉施設（三重県指定 第2470800208号）		
(2)事業所の目的	介護老人福祉施設は介護保険法令にしたがい、ご契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に対し、日常生活に必要な居室及び共用施設等を利用して介護福祉施設サービスを提供します。		
(3)事業所の名称	特別養護老人ホーム白百合園		
(4)事業所の所在地	三重県伊勢市上地町3130番地		
(5)電話番号	0596-27-1511		
(6)FAX 番号	0596-27-2188		
(7)管理者	施設長 隅 本 正 樹		
(8)事業所理念	高齢者の「生活の質」の向上を目指し、利用者に満足していただけるサービスを提供する。		
(9)開設年月	昭和63年4月 1 日		
(10)利用定員	50名		
(11)建物の構造	鉄筋コンクリート造平屋建て	建物の延べ床面積	2260.43㎡
(13)併設事業	[短期入所生活介護] 白百合園短期入所生活介護事業所 定員 8名 [通所介護] 白百合園通所介護事業所 定員20名 [居宅介護支援事業] 白百合園居宅介護支援事業所		

3. 居室・設備等の概要

居室・設備の種類		室数	備考
居室	個室	4室	従来型多床室 ※個室については基準面積以下
	2人室	1室	
	4人室	13室	
	合計	18室	
主な設備	食堂	1室	
	トイレ	2か所	障害者用トイレ設置
	浴室	2室	一般浴槽(家庭浴槽・大浴槽)・機械浴(チェアイン型)
	医務室	1室	
	静養室	1室	医務室・介護職員室に併設
	機能訓練室	1室	

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。(短期入所生活介護事業所併設の為、兼務職員となります。)

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置数	勤務体制		職務内容
1. 施設長	1名	8:30 ～ 17:30		施設全体の管理監督
2. 医師(非常勤)	1名	1 回/週		健康管理及び療養上の指導
3. 生活相談員	1名(兼務)	9:00 ～ 18:00		生活相談、連絡調整
4. 看護職員	2 名以上	9:00 ～ 18:00		健康管理や療養上の世話 (夜間オンコール体制)
5. 介護職員	23 名以上	早勤①	7:00～16:00	日常生活上の介護全般 健康保持の為の相談助言等 (夜勤 2 名対応)
		早勤②	7:30～16:30	
		日勤	9:00～18:00	
		遅勤	10:00～19:00	
		夜勤	17:30～9:15	
6. 機能訓練指導員	1名	9:00 ～ 18:00		機能訓練
7. 介護支援専門員	1名(兼務)	9:00 ～ 18:00		施設サービス計画の作成
8. 管理栄養士	1名	9:00 ～ 18:00		献立作成、栄養計画作成
9. 事務員	1名	9:00 ～ 18:00		経理事務等

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

項目	サービス内容
食事	・ 栄養並びに利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供いたします。 ・ 利用者の自立支援のため離床して食堂で食事をとっていただくことを原則としています。 (食事時間の目安) 朝食: 7:30～ 8:30、昼食:12:00～13:00、夕食:17:00～18:00
入浴	・ 入浴又は清拭を週2回行います。 ・ 利用者の身心の状態や意向に応じて一般浴や機械浴での入浴ができます。
排泄	・ 排泄の自立を促すためご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
健康管理	・ 看護職員と嘱託医との連携により、利用者に対し、24時間の連絡体制を確保し、かつ必要に応じて健康等の管理及び服薬等の管理を行う体制を確保しています。
機能訓練	・ ご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練及び生活リハビリを実施します。
その他自立への支援	・ 寝たきり防止のため、可能なかぎり離床に配慮します。 ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・ 清潔で快適な生活を送る為、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

食費	・利用者に提供する食事の材料費及び調理費において、実費相当額の範囲内にてご負担いただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、認定証に記載された食費の金額(1日あたり)のご負担となります。
居住費	・光熱水費相当額及び室料をご負担いただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、認定証に記載された居住費の金額(1日あたり)のご負担となります。
特別な食事	・利用者の嗜好により、通常のメニューとは異なる特別な食事を準備した場合、それに要した費用の実費をご負担いただきます。
レクリエーション・行事、クラブ活動等	・利用者の希望によりレクリエーション・行事、クラブ活動等に参加していただくことができます。内容によっては費用のご負担をいただく場合があります。
日常生活上必要となる諸費用実費	・日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものに係る費用
理美容代	・訪問理美容等によるサービス利用した場合 利用料金:要した費用の実費
小口お小遣い管理	・払出依頼書、預入依頼書にて入出金管理を行います。
医療について	・医療を必要とする場合の費用:医療保険適用により別途自己負担分 ・予防接種等にかかる費用:実費 ・特殊な処置等に有する医療材料の内、ご入居者にご負担いただくことが適切である費用
当園で利用者が亡くなった場合	・退所時費用(お着物代等)として別途所定の金額をいただきます。

(3) 利用料金について

- ① 別に定める料金表により、(1)介護保険の給付対象となるサービスに係る費用と、(2)介護保険の給付対象とならないサービスに係る費用の合計金額をお支払いいただきます。
- ② 通常の自己負担額は1割ですが、ご契約者によっては2割負担もしくは3割負担の場合があります。
- ③ ご利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(4) 利用料金のお支払い方法

利用料金は、月末で締め、1ヶ月ごとにご請求しますので以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 金融機関からの口座引き落とし ※翌月27日振替(休日の場合は翌営業日)
- ② 指定口座への振り込み
- ③ 施設窓口での現金払い

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記契約医療機関において診療を受けます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

嘱託医と連携し、施設入所者の健康管理上の診療と治療を講じます。必要に応じて、医療機関への紹介を講じます。救急医療が必要な時は、嘱託医と連携し、診療や治療を講じます。緊急時には、ご家族様等、嘱託医と相談し、救急の要請を講じます。

嘱託医は、関係職員や入居者に対して、適切な健康指導や治療指導及び終末期ケアなどについても指導、助言を行います。必要に応じて、入居者及びそのご家族様等に症状や治療内容について説明を行います。

① 協力医療機関

医療機関名称	隅本整形外科
所在地	松阪市駅部田町1720
診療科	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科
医療機関名称	市立伊勢総合病院
所在地	伊勢市楠部町3038
診療科	内科、循環器内科、脳神経内科、精神科、小児科、外科・消化器外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、リハビリテーション科、消化器外科、ホスピス科、呼吸器外科

② 協力歯科医療機関

医療機関名称	藤田歯科
所在地	伊勢市常磐2-13-7

(6) 医療機関への入院について

・検査入院等、短期入院の場合(3ヶ月以内の入院)

(ア) 3ヶ月以内に退院できる場合、再び施設入居を継続していただくことができます。

(イ) 入院日と退院日を除く入院(外泊時も同様)期間中の利用料金は、通常居住費のみのご請求となりますが、月に6日(二月にまたがる場合は最大で12日)を限度として「入院・外泊時加算」が発生します。

(ウ) 30日を超える医療機関への入院期間を終え退院して再入居される場合、退院日から起算して30日間は「初期加算」が発生します。

・上記期間を超える入院の場合(3ヶ月を超える入院)には、事業者からの申し出により退居していただく場合があります。

6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、退居していただくことになります。

- ・ 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ・ 平成27年4月1日以降に入居された方のうち、要介護1又は2と判定された場合であってなお、特例入居に該当しない場合。
- ・ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ・ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ・ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ・ ご利用者またはご家族から退所の申し出があった場合。(詳細は(1)を参照)
- ・ 事業者から退所の申し出を行った場合。(詳細は(2)を参照)

(1) 契約者または家族からの退所の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに「解約届出書」をご提出ください。但し、以下の場合には即時に契約を解除し、施設を退去することができます。

- ・ 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ・ ご利用者が入院された場合
- ・ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ・ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ・ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、

- 又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ・他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)

- ・ご契約者もしくはご家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ・ご契約者もしくはご家族等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ・契約者が他の介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護医療院へ入院した場合

(3) 円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- (ア) 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- (イ) 居宅介護支援事業者、地域包括支援センターの紹介
- (ウ) その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

(4) 退所時の留意事項

- ① 施設を退居される際(死亡されたときも含む)には、持ち込まれたすべての物品については、原則、身元引受人により速やかにお引き取りいただきます。
- ② 入居者が施設でお亡くなりになられた場合、その時点で施設との契約は終了となり、身元引受人によりご遺体をお引き取りいただきます。

7. 身元引受人

- (1) 当施設では、契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。
- (2) 身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは、ご家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。
- (3) 身元引受人の職務は、次の通りとします。
 - (ア) 利用契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)をご利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかかる費用のご負担
 - (イ) 民法 458 条の 2 に定める連帯保証人
 - (ウ) 前号の口における連帯保証人は、次の性質を有するものとします。
 - ・ 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
 - ・ 前項の連帯保証人の負担は、極度額 50 万円を限度とします。
 - ・ 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
 - ・ 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

8. 衛生管理等について

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的 to 実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われ際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

9. 業務継続計画(BCP)の策定等について

- (1) 感染症や非 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 事故発生時の対応について

- (1) 事故が発生した場合の対応について、(2)に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策を検討します。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 上記(1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。
- (5) 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また必要に応じて保険者へも連絡を行います。
- (6) 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (7) 施設は、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 個人情報の保護について

- (1) 事業者、サービス従事者または従業員は、介護福祉施設サービスを提供するうえで知りえた契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。事業所退職者についても同様とします。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 個人情報は利用者のための施設サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施するサービス担当者会議や主治医、その他サービス事業者との連携調整等において必要な場合にのみ使用します。
- (3) 契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- (4) 個人情報の使用にあたり、同意書を作成し、使用するものとしたします。
- (5) ご契約者の金銭管理(会計報告・残高報告)、介護・看護の記録等のサービス提供に関わる書類開示は、随時事務所にて受け付けております。尚、上記書類は、原則として利用者または家族等身元引受人のみに開示可能とし、それ以外は別途個人情報開示規定により対応させていただきます。

12. 虐待防止について

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (6) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. 身体拘束について

- (1) 身体拘束の実施について
 - ① 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たす場合に限り、必要最小限の範囲内で行うことがあります。
 - ② 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断は、職員個人で行わず「身体適正化委員会」にて行うものとします。
 - ③ 実施にあたっては、拘束の内容、目的、理由、時間、期間等を詳細に説明します。
- (2) 身体拘束を行う際の方法について
 - ① 原因となる症状や状況に応じて、必要最低限の方法にします。
 - ② 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、入利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。
 - ③ 身体拘束を行なっている期間中は、日々の利用者の心身の状況を踏まえ、拘束の必要性やその方法について再検討し、それを記録します。
 - ④ 身体拘束が必要な状況が解消された場合は、すみやかに解除いたします。
- (3) 身体拘束廃止委員会の設置について
 - ① 原則として3ヶ月に1回開催いたします。
 - ② 日常の支援方法を見返し、利用者が尊厳のある生活を送れているか検証します
 - ③ 緊急やむを得ず行った身体拘束の状況、手続き、その内容について検討し、その解消に向けて適正に行なわれているか検討します。
 - ④ 利用者の人権を尊重し、拘束を行なわなくても、安全を担保できるための研修を行ないます。

14. 苦情の受付について

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。また、「相談・苦情受付ボックス」を事務所に設置しております。

(1)	当事業所における苦情解決責任者	[施設長] 隅 本 正 樹	
(2)	当事業所における苦情受付担当者	[生活相談員] 橋 本 和 紀 受付時間 毎週月曜日～金曜日(9:00～18:00)	
(3)	第三者委員	西田 弘哉(法人監事) 中村 千鶴子(法人監事)	電話番号 0596-20-6002 電話番号 0596-28-8577
(4)	行政機関 ・その他苦情受付機関	三重県国民健康保険 団体連合会介護保険課	所在地 津市桜橋2-96 三重県自治会館 電話番号 059-222-4165 FAX 059-228-4166
		三重県社会福祉協議会 三重県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 津市桜橋2-131 電話番号 059-224-8111 FAX 059-213-1222

	伊勢市健康福祉部 介護保険課介護給付係	所在地 電話番号 FAX	伊勢市岩渕 1-7-29 0596-21-5560 0596-21-5555
	松阪市健康ほけん部 介護保険課	所在地 電話番号 FAX	松阪市殿町 1340-1 0598-53-4190 0598-26-4035
	鳥羽市健康福祉課 介護保険係	所在地 電話番号 FAX	鳥羽市大明東町 2-5 0599-25-1186 0599-25-1154
	明和町福祉ほけん課 介護障がい係	所在地 電話番号 FAX	多気郡明和町大字馬之上 945 0596-52-7116 0596-52-7137
	玉城町生活福祉課 分室(地域包括支援室)	所在地 電話番号 FAX	度会郡玉城町勝田 4876-1 0596-58-7373 0596-58-8688
	度会町 住民生活課	所在地 電話番号 FAX	度会郡度会町棚橋 1215-1 0596-62-2413 0596-62-1138

15. 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム白百合園消防計画」に則り、対応を行います。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム白百合園消防計画」に則り、年2回以上、夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者の方にも参加していただき実施いたします。			
	設備名称	有無	設備名称	有無
	自動火災報知機	あり	防火水槽	あり
	非常通報装置	あり	消火器	あり
	非常放送	あり	誘導灯	あり
	ガス漏れ報知器	あり	スプリンクラー	あり
	※ カーテン等は防災性能のあるものを使用しています。 ※ 非常災害時用の水・食糧等の備蓄を準備しています			

16. 損害賠償について

(1)当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害について、賠償する責任を負います。ただし、その損害の発生について、契約者に故意に又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。	
(2)当施設は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。前項規定の賠償に相当する可能性がある場合は、契約者又はご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力いただく場合があります。	
(3)契約者は、自己の責に帰すべき事由により事業所に損害を与えた場合、損害について賠償する責任を負います。	
(4)事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。	
① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合	
② 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合	

- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合
- ※損害賠償…当事業所が契約している保険会社により算定した金額を上限とします。

17. 実習生の受け入れについて

- (1) 当施設では介護福祉士、社会福祉士等を養成する専門学校等の養成機関からの依頼を受け、現場実習の受け入れを行います。
- (2) 実習生が期間中に一人の利用者の方を受け持ち、実際の援助をさせていただくこともあります。実習生が入所者の方々に対して適切な援助を行えるよう養成機関や当施設従業者により指導を行っていきます。
- (3) 実習生も従業者と同様に個人情報の取扱いを適正に行うものとします。

18. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場として快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

面会	面会時間	(通常期)9:00~18:00 (感染症流行期等) 施設が別途定める規定に従って下さい。
外出・外泊	外出・外泊の際は、前日までに連絡していただき、届を提出して下さい。	
居室・設備 器具の利用	事業所内の居室設備、器具は本来の用途に従って利用して下さい。これに反したご利用者により破損が生じた場合は、弁償していただく場合があります。	
宗教・政治 営利活動	当事業所の職員や他利用者に対して、宗教活動、政治活動、営利活動は、ご遠慮下さい。	
喫煙	火災防止の為、事業所の内の定められた場所以外での喫煙はできません。	
貴重品・ 現金	貴重品・現金は、原則事務所へお預け下さい。 自身で管理される場合は、自己責任となることをご留意ください。	
その他	下記の行為を受けることがある場合は、状況により警察に通報する場合があります。 ・ 他のご利用者や職員にパワーハラスメントや暴力行為(殴る・蹴る等)があった場合 ・ 大声・暴言又は脅迫的な言動(誹謗・中傷・威嚇 等)により、他のご利用者に迷惑を及ぼし、あるいは職員の業務を妨げた場合 ・ 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨げた場合 ・ 施設建物・設備を故意に破損した場合 ・ その他、職員や周りのご利用者に対する迷惑行為(無視、騒音等)	